

扶桑町議会議案第 4 号

扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 1 月 23 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鮎瀬 武

提案理由

職員の給与改定に準じて、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年扶桑町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 報酬表（第3条関係）

行政職報酬表

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	195,800 円	242,000 円
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900

13	213, 100	258, 100
14	214, 800	259, 300
15	216, 500	260, 500
16	218, 200	261, 700
17	219, 400	262, 800
18	221, 000	263, 900
19	222, 600	265, 000
20	224, 100	266, 100
21	225, 600	267, 000
22	227, 200	268, 000
23	228, 800	269, 000
24	230, 400	270, 000
25	232, 000	271, 000

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項及び第4項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、任期の定めが3月以内の会計年度任用職員及び1週間当たりの勤務日数の平均が2日未満の会計年度任用職員についての改正後の条例の規定は、令和8年1月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の適用は、改正後の条例の施行の日において退職している者を除く。

(報酬等の内扱)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合（任期の定めが3月以内の会計年度任用職員及び1週間当たりの勤務日数の平均が2日未満の会計年度任用職員について適用する場合を除く。）には、改正前の扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定に基づく報酬等の内払とみなす。
（委任）
- 5 前項に定めるもののほか必要な事項は、町長が規則で定める。

扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第1 報酬表（第3条関係）			別表第1 報酬表（第3条関係）		
職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額	号給	報酬月額	報酬月額
1	円 <u>195,800</u>	円 <u>242,000</u>	1	円 <u>183,500</u>	円 <u>230,000</u>
2	円 <u>196,900</u>	円 <u>243,300</u>	2	円 <u>184,600</u>	円 <u>231,500</u>
3	円 <u>198,100</u>	円 <u>244,700</u>	3	円 <u>185,800</u>	円 <u>233,000</u>
4	円 <u>199,200</u>	円 <u>246,100</u>	4	円 <u>186,900</u>	円 <u>234,500</u>
5	円 <u>200,300</u>	円 <u>247,500</u>	5	円 <u>188,000</u>	円 <u>236,000</u>
6	円 <u>202,000</u>	円 <u>248,900</u>	6	円 <u>189,700</u>	円 <u>237,500</u>
7	円 <u>203,600</u>	円 <u>250,300</u>	7	円 <u>191,300</u>	円 <u>239,000</u>
8	円 <u>205,200</u>	円 <u>251,700</u>	8	円 <u>192,900</u>	円 <u>240,500</u>
9	円 <u>206,700</u>	円 <u>253,100</u>	9	円 <u>194,500</u>	円 <u>242,000</u>
10	円 <u>208,400</u>	円 <u>254,300</u>	10	円 <u>196,200</u>	円 <u>243,400</u>
11	円 <u>210,000</u>	円 <u>255,600</u>	11	円 <u>197,800</u>	円 <u>244,800</u>
12	円 <u>211,600</u>	円 <u>256,900</u>	12	円 <u>199,400</u>	円 <u>246,200</u>
13	円 <u>213,100</u>	円 <u>258,100</u>	13	円 <u>201,000</u>	円 <u>247,400</u>
14	円 <u>214,800</u>	円 <u>259,300</u>	14	円 <u>202,700</u>	円 <u>248,600</u>
15	円 <u>216,500</u>	円 <u>260,500</u>	15	円 <u>204,400</u>	円 <u>249,800</u>

新			旧		
16	<u>218, 200</u>	<u>261, 700</u>	16	<u>206, 100</u>	<u>251, 000</u>
17	<u>219, 400</u>	<u>262, 800</u>	17	<u>207, 400</u>	<u>252, 100</u>
18	<u>221, 000</u>	<u>263, 900</u>	18	<u>209, 000</u>	<u>253, 200</u>
19	<u>222, 600</u>	<u>265, 000</u>	19	<u>210, 600</u>	<u>254, 300</u>
20	<u>224, 100</u>	<u>266, 100</u>	20	<u>212, 100</u>	<u>255, 400</u>
21	<u>225, 600</u>	<u>267, 000</u>	21	<u>213, 600</u>	<u>256, 400</u>
22	<u>227, 200</u>	<u>268, 000</u>	22	<u>215, 200</u>	<u>257, 400</u>
23	<u>228, 800</u>	<u>269, 000</u>	23	<u>216, 800</u>	<u>258, 400</u>
24	<u>230, 400</u>	<u>270, 000</u>	24	<u>218, 400</u>	<u>259, 400</u>
25	<u>232, 000</u>	<u>271, 000</u>	25	<u>220, 000</u>	<u>260, 400</u>